

第二章 骨材注瀉試験に関する標準方法

第五條 器 具

本試験に用ふる容器は細骨材の場合には内径約 23 cm にして、深さ 10 cm 以上粗骨材の場合には内径約 30 cm にして深さ 10 cm 以上を有するものたるべし。

第六條 試 料

材料は分離を來さざる程度の濕氣を有するものを採り充分混合したる後 110°C を超過せざる溫度に於て定重量となる迄加熱乾燥し冷却したる後下記の量を秤取すべし。

細骨材……………500 gr

粗骨材又は細粗混合の骨材……………最大骨材一個の重量の 50 倍以上にあたる重量

第七條 試 験 方 法

- (1) 乾燥したる試料を容器に入れ試料を覆ふ程度に充分水（約 225 cc）を加ふべし。
- (2) 次に 15 秒間劇しく試料を攪拌し、15 秒間靜に沈澱せしめたる後細骨材の流失せざる様注意して水を排除すべし。此の操作を注瀉水が透明となるまで繰返すべし。
- (3) 瀉出したる水は 1 cm² に 6,400 孔を有する篩を通過せしめ篩に殘留したるものは試料中に戻すべし。
- (4) 注瀉を終りたる試料は 110°C を超過せざる溫度に於て定重量となる迄加熱乾燥し、其の重量を測定すべし。

第八條 結 果 の 計 算

試験の結果は次式に依り計算すべし。

$$\text{泥土量の百分率} = \frac{(\text{注瀉前の乾燥重量}) - (\text{注瀉後の乾燥重量})}{\text{注瀉前の乾燥重量}} \times 100$$

第九條 檢 算

検算をなすには注瀉水を蒸發せしめて乾燥せる残滓の重量を測り、次式に依り百分率を計算すべし。

$$\text{泥土量の百分率} = \frac{\text{残滓の重量}}{\text{注瀉前の乾燥重量}} \times 100$$